



2019年

アライズマインドラリー

*In*西都

特別規則書（草案）

開催日：2019年3月3日（日）

協賛：

後援：西都市

主催：アライズモータースポーツ宮崎

協力：ルート10延岡

[公示]

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、ならびに本競技会特別規則に従い開催される。

第 1 条 競技会の名称

アライズマインドラリーin西都

第 2 条 競技種目及びステージ数

四輪自動車によるリライアビリティーランラリー (2ステージ)

第 3 条 競技の格式

JAF公認：クローズド競技 (第1種アベレージラリー) JAF公認番号：2019-5005

第 4 条 開催日程

2019年3月3日 (日)

第 5 条 競技会開催場所及びコース・距離

集合 場所：西都原ガイダンスセンターこのはな館

表彰式会場： 清水台総合公園駐車場

コース：西都原ガイダンスセンターこのはな館を起点とする約40Km

第 6 条 オーガナイザー

主催： アライズモータースポーツ宮崎 (AMS 宮崎)

事務局：〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2

アライズモータースポーツ宮崎 事務局 (久木野 聖)

TEL：090-5949-7717

メール： arisemotorsportsmiyazaki@gmail.com

ホームページ：<http://kukinoya.onamae.jp/index.html>

第 7 条 大会役員

組織委員長	：久木野聖	AMS 宮崎
組織委員	：佐藤祐二	AMS 宮崎
組織委員	：花田達哉	AMS 宮崎

第 8 条 競技会役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長：米良薫 R-10-N

競技会審査委員：佐藤 祐二 AMS 宮崎

2) 競技役員

競 技 長：久木野 聖 AMS 宮崎

コース委員長：菅裕明 AMS 宮崎

計 時 委 員 長：久木野 理恵 AMS 宮崎

技 術 委 員 長：久木野聖 AMS 宮崎

救 急 委 員 長：久木野洋子 AMS 宮崎

大会事務局長：久木野 聖 AMS 宮崎

第 9 条 参加申込方法

1) 申込先 (事務局)

所在地：〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2

アライズモータースポーツ宮崎事務局 久木野聖

ホームページ：<http://kukinoya.onamae.jp/index.html>

エントリーフォーム：<https://goo.gl/forms/ETSx2X2nmr9nHGQT2>

TEL：090-5949-7717

メール：arisemotorsportsmiyazaki@gmail.com

2) 参加受付期間

受付開始：2019年1月28日より

締切日：2019年2月22日まで

3) 提出書類

所定の参加申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ第10条の参加費用を添えて、参加受付期間内に現金書留・銀行振込にて上記まで申し込むこと。※銀行振込の場合は控えを当日持参すること

4) 上記にて受付した参加料は、次の場合を除き返還しない。

- ・本競技会が不可抗力の為に取り止めになった時。
- ・受付期間中に参加者が取消を申し出た時。

5) オーガナイザーは参加者に対し、理由を示すことなくその申込を拒否する権利を有する。この場合、参加料は返還する。但し、この場合は事務費用として1件につき¥1,000を差し引き返還する。

第10条 参加費用

参加料：1台 6,000円 昼食2名分付

※弁当追加の場合は1名につき+1,000円

*登録以外の車両等は、オーガナイザーの指定する駐車スペースに置くこと。

第11条 タイムスケジュール

受付	7:00～8:00
公式車両検査	7:30～8:50
開会式・ブリーフィング・ナビゲーター講習	9:00～9:15
第1ステージスタート	9:30(1号車)
表彰式・閉会式	16:30(予定)

第12条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、以下の車両とする。

保安基準に適合したナンバー（自動車登録番号標または車両番号標）付車両（F車両）

尚、ロールバー、消火器の装着は自由とする。

第13条 参加クラス区分及び参加台数

本競技会においては、下記のクラス区分及び参加台数とする。

- ・軽自動車クラス
- ・普通車クラス
- ・本競技会の参加台数は2クラス合わせて30台以内とする。

第14条 参加者及び参加資格

- 1) 参加者（ドライバー・ナビゲーター共）は、出場車両を運転するのに必要な運転免許をしている事。
- 2) 参加者は、公道走行に伴う任意保険に加入している事。
- 3) 運転者を変更することは出来ません。
- 4) 同乗者の制限はないが、1台に乗れる定員人数を越さないこと。（同乗する場合は同意書に署名また、同乗者は運転免許証を取得してない者でも同乗できる）
- 5) 暴走族に関係もしくは、車両、服装、言動等がスポーツマン的でない判断した場合は、参加を拒否する。

第15条 健康管理

各参加者は、前日に十分な睡眠及び当日走行し得る体力を有する者のみとする。又、スタート前までに各参加者はオーガナイザーが用意した健康管理カードに必要事項を記入し提出すること。提出なき場合は棄権したものと判断し出走できないものとする。

第16条 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する細則ならびに指示事項は、公式通知により指示される。

第17条 乗員及び車両の変更

- 1) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。尚,受付終了までに書面にて大会事務局へ申請しなければならない。
- 2) 正式参加受理後の車両の変更は、規則書に規定する規格に一致し、かつ競技会審査委員会が認めた場合のみ許可する。尚,受付終了までに書面にて大会事務局へ申請しなければならない。ただし、車両変更は同一クラスのみ認める。

第18条 公式車両検査及び競技番号・指定ステッカー

- 1) 車両検査はオーガナイザーの指示した場所において公式車検を受ける事。
- 2) 技術委員長より修正を命じられ、その修正を車検時間内におこなえないもの、もしくは公式車検を受けない者はスタートを拒否する。
- 3) 競技番号はオーガナイザーによって指定する。競技番号に対する抗議は一切受けない。
- 4) 参加車両はオーガナイザーの決めたゼッケン・ステッカー等は所定の位置に貼付する事。

第19条 ドライバーズブリーフィング

ドライバーズブリーフィングはスタート会場において行う、参加者全員出席すること。

第20条 参加者の遵守事項

- 1) 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
- 2) 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさない事。

- 3) 他車に追従する場合又は対向車のある場合は、前照灯の照射方向を下向きに変換する事。
- 4) 明らかに追い越そうとしている車両が有る場合は安全かつすみやかに進路を譲る事。
- 5) 競技から離脱した場合は直ちに最寄の競技役員にリタイア届を提出する事。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡する事。
- 6) 失格またはリタイアとなった場合は直ちにゼッケン, ラリー競技会之証およびその他の競技関係貼付物を取り除く事。
- 7) 安全ベルトは必ず装着する事。
- 8) 競技中はオーガナイザーが指示した場所以外での整備作業を行うことは出来ない。又、指定給油所以外での給油は認められない。

第21条 スタート及び再スタート

- 1) スタートはゼッケン順に1分間隔とするが、第2ステージに限っては、リタイア等の状況に応じ繰り上げとする場合がある。
- 2) 全ステージは、数回に分けて行い、各ステージに於いてレスコンは十分なものとする。
- 3) スタート合図後直ちにスタート出来ない車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、当該車両は予定時刻にスタートしたもものとして扱われる。
- 4) 自車のスタート時刻の1分前までにスタートエリアにつけない車両はスタートする事は出来ない。
- 5) 再スタート地点を数ヶ所設ける場合も有る。

第22条 ルート及び指示事項

- 1) ルートはオーガナイザーが試走車により走行し定め、ルートブックに記載する。
- 2) 指示書は受付又は、スタート前迄に交付する。
- 3) オーガナイザーは、競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。ルートの変更は競技役員の合図又は、AMS宮崎の看板をもって指示する。
- 4) その他の事項は全て指示書に記載する。

第23条 チェックポイント（CP）及びフィニッシュ

- 1) CPでは、時・分を記入したチェックカードを発行する。
- 2) チェックカードの記載に対する抗議はチェックを受けた競技役員に1分以内に行い、その役務を妨げてはならない。又、その裁定に従わなければならない。

- 3) 抗議に対するタイムロスは抗議の成否に係わらず、オーガナイザーは責任を負わない。
- 4) チェックシートはスタート地点で交付され、採点は参加者各自が必要事項を記入し、所定の場所に提出しなければならない。
- 5) C Pはコース駐車場に設置し、進行方向の左側にC P番号を掲示する。各C Pは白線にてコントロールラインを示し、参加車両の前輪が通過した時に計時が行われる。
- 6) フィニッシュはチェッカーフラッグにて表示する。
- 7) C P及びフィニッシュの発見は参加者の義務とする。

第24条 チェックポイント及びフィニッシュの通過方法

- 1) 参加車両は各C P及びフィニッシュのコントロールラインを通過後は、後続車に追突されないように充分留意する事。チェックカードの受理は、ウィンドツーウィンドを認める。
- 2) C Pを見通す地点に入ってから追越しを禁止する、並行してコントロールラインを通過した進行方向の右側の車両は計時を行わない
- 3) C P及びフィニッシュに於いて、先行車は後続車のコントロールライン通過を妨げてはならない。

第25条 チェックポイント及びフィニッシュの開設と閉鎖

- 1) C P及びフィニッシュは先頭スタート車の予定通過時刻の15分前に開設し、閉鎖は最終スタート車の予定通過時刻の30分後とする。但し、状況により閉鎖時刻を繰り上げもしくは繰り下げる場合もある。
- 2) C P及びフィニッシュの開設時間外にC Pに到着した場合、たとえ審判員からチェックカードが発行された場合であっても原則としてミス・チェックとして扱われる。

第26条 計時

- 1) C P・フィニッシュの計時はすべて、日本標準時間を基準とするオーガナイザーの所持する時計及び計測器によって行われる。計時の誤差に対する抗議は一切受け付けない。
- 2) C Pカードは秒まで記入する。
- 3) 速度変更地点(P C)の計算は分単位とし、秒は切捨てとする。
- 4) 各C Pのスタート方法は、ドライバーズブリーフィング及び指示書で説明する。
- 5) C P及びフィニッシュにおいて先着車が後続車のコントロールライン通過を明らかに妨げているとC P審判員が認めた場合、その時刻で後続車の到着時刻を計時する事ができる。但し、その場合は後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因をなす先着車に対して第29条により減点を与える。

第27条 サービス及び給油

- 1) サービスはオーガナイザーが指定したサービスエリア内でのみ、サービス員及び参加者により参加車両の点検整備を受ける事ができる。指定サービスエリア以外でのサービスを禁止する。
- 2) タイヤ交換などの為に車両をジャッキアップする場合、作業員の安全確保の為、同時にジャッキアップできる車輪は2輪までとする。
- 3) 車両部品は、下記の物に限り交換することができる。
・タイヤ・ランプ類のバルブ・点火プラグ・Vベルト
- 4) 上記以外の整備は競技会技術委員長長の許可がなければできない。
- 5) 指定給油所以外での給油は禁止する。

第28条 所要時間による加点

- 1) 加点はスタート・CP・フィニッシュにより分割された区間の実走行時間と、正解時間との差により算出された区間の加点を加算する。
- 2) ラリー区間の加点は分計時で遅到着1分につき10点とする。

第29条 所要時間以外の加点

- 1) 参加者の加点計算の誤りについて、増加誤りについてはそのままの加点、減少誤りについては、正解加点に訂正し、その誤差を正解加点に加算する。
- 2) 第26条の5に対して、後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因をなす先着車に対し500点加算する。
- 3) 参加者が他の参加者に著しく迷惑となる行為をした時、申告によりそれを認めた場合1件につき500点加算する。
- 3) チェックシートの提出が規定時間に遅れた場合は、1分につき10点加算する。

第30条 成績

成績は第28、29条の減点法により減点を合計し、少ない方を上位として順位を決定する。同減点の場合は次の順で上位を決定する。

- 1) 総減点の少ない方。
- 2) 抽選による。

第31条 失格規定

下に該当する事が競技長によって認められた場合、競技会審査委員会の裁定により、その参加者は失格とする。競技中失格と判断された参加者は、それ以上の競技続行は出来ないものとする。又、成績発表後に於いても失格の扱いを受ける事がある。

- 1) 対人あるいは対物事故を起こした時。
- 2) 道路交通法に違反した時。
- 3) リタイアの申告をせず競技から離脱した時。
- 4) 走行マナー及び競技者としての態度や品行に問題がある時。
- 5) チェックカードもしくはコントロールシートを改ざんした時。
- 6) 車両規則違反が発見された時。
- 7) 競技中に乗員又は、車両を変更した時。
- 8) 参加者又は関係者間で不正行為があった時。
- 9) 競技役員の重要な指示に従わなかった時。
- 10) 各諸規則及び本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があった時。
- 11) 車両が道路運送車両の保安基準に合致しなくなった場合。
- 12) 競技中マフラーの変更があった時。
- 13) 自力で走行不能になった時、他車により牽引を受け戦列に再入した事が判明した時。
- 14) 参加車両にラジオ・携帯電話以外の無線機などを搭載した時。
- 15) 自転車以外より不正な情報及び援助を受け走行した事が判明した時。

- 16) 各競技車の標準通過時刻より早着15分以上又は30分以上遅着し、各CPにおいて競技役員にその失格を言い渡された時。
- 17) サービス地点及び指定給油所以外で、サービス・給油を受けた時。
- 18) コースを故意又は、過失に関わらず閉鎖した場合。
- 19) 競技会の2ヶ月前より、コースにおける練習走行又はそれに類する行為を発見された時。
- 20) 車両保管中に競技車両を持ち出したり、修理を行った場合。

第32条 競技の打ち切りと成立

- 1) 競技の進行が全ての参加車両に対して不可能、又は著しい障害になった時、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断によって、打ち切りがなされる。その場合、コース上の競技役員によって掲示又は対策を指示する。
- 2) 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切りまでに於けるものとする。

第33条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。又、JAF、オーガナイザー及び大会役員ならびに道路管理者が一切の損害賠償の責任を免除されている事を承知していなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善をつくすことは勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、オーガナイザー、大会役員、道路管理者は免除される。

第34条 抗議

- 1) 競技参加者は自分が不当に処理されていると判断した場合は、これに対して抗議する事が出来る。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議はできない。
- 2) 抗議はその理由を具体的に記述し1件につき20,300円の抗議料を添えて競議長を経て競技会審査委員会に提出する。
- 3) 裁定の結果は、関係当事者に口頭により通告される。
- 4) 抗議料は、その抗議が成立した場合のみ返還される。
- 5) 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
- 6) チェックカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CPの責任者の判定を最終とし、これに対する抗議は受け付けない。又、道路状況等による交通障害に起因する抗議も受け付けない。
- 7) 抗議が成立しなかった場合、必要経費は（作業料、運搬費用等）全てを抗議者が負担するものとする。

第35条 賞典及び賞典の制限

- 1) 各クラス
1位～3位 賞状・副賞
- 2) 競技運営上やむを得ない事情が生じた場合は、賞典の制限を行う場合もある。

第36条 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力により事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止又は、コースの短縮を行う事が出来る。又、延期の場合の日時は公式通知をもって公表する。

第37条 本規則の解釈

本規則書及び競技に関する諸規則の解釈についての疑義は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

第38条 競技会についての連絡先

JAF加盟クラブ アライズモータースポーツ宮崎

〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2 アライズモータースポーツ宮崎事務局
携帯電話090-5949-7717 (久木野 聖)

第39条 大会本部及び緊急連絡先（当日）

携帯電話090-5949-7717 (久木野 聖)

第40条 その他の事項

本競技会はチャレンジオートテスト宮崎と同時開催とし、参加者はラリー・オートテストの同一参加者となる。

その他の事項については、2019年JAF国内競技規則の通りとするが、本規則書発行時から競技会までにJAFより何らかの規則の変更、指導があった場合、それを優先する。

第41条

参加走行した方は、JAF国内Bライセンスの申請資格を取得できます。

アライズマインドラリーin西都大会組織委員会